

※ この説明書等は、平成17年4月2日～平成19年4月1日生まれの方を対象としています。

この予防接種は、20歳未満までに受けることになっています。いつたん接種を開始した後に、定められた接種時期や接種間隔を守れなかった場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われ、予防接種にかかる費用は、全額個人負担となります。また、その接種で健康被害が生じた場合は、法に基づく救済を受けられません。

○必ずお読みください。日本脳炎の予防接種を受けるに当たっての説明及び注意事項(1~3ページ)、予診欄(4ページ)をよくお読みいただき、必要事項を記入した上で予防接種を受けるようにしてください。

当日医療機関に持っていくもの（忘れた場合は接種できません）

- ① 年齢・住民票の住所を確認できるもの（マイナンバーカード等）
- ② 母子健康手帳又は予防接種済証
- ③ 同封の接種券・予診票

※予約が必要な場合があるので、事前に医療機関へ連絡して、接種日時を確認してください。

1 日本脳炎とは

日本脳炎ウイルスの感染で起こります。豚の中で増えた日本脳炎ウイルスは、蚊を介して人へ感染し、高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれんなどの症状の急性脳炎を引き起こすことがあります。人から人への感染はありません。

患者の発生は、西日本が中心ですが、ウイルスは日本全体に分布しています。感染者のうち、100～1,000人に1人が発病するとされています。また、発病者の死亡率は約20～40%で、回復しても半数程度の方は神経に後遺症が残るといわれています。ワクチンの接種により、日本脳炎にかかるリスクを75～95%減らすことができるとされています。

2 日本脳炎ワクチンについて

(1) 接種方法

【接種対象者の拡大】

日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成17年度から平成21年度まで、日本脳炎の予防接種を積極的にお勧めしませんでした。

その後、新たなワクチンが開発され、上記期間に接種の機会を逃した方への接種の機会を確保するため、平成23年5月20日から、平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、20歳未満までの間に全4回接種のうち残りの接種を定期の予防接種として無料で受けることができるようになりました。

※ 日本脳炎の定期予防接種は、1期（3回）と2期（1回）の計4回です。5回目以降の接種を希望する場合は、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その場合、予防接種の費用は、全額個人負担（有料）となり、その接種で健康被害が生じた場合は、法に基づく救済を受けられません。

1期分 (全3回)	平成25年3月31日 までの接種回数	残りの 接種回数	接種方法		
	0回	3回	6日以上 6か月以上 1回目 2回目 3回目		
	1回	2回			
	2回	1回	残りの接種方法について、医療機関に相談しましょう。		

2期分 (1回)	2期は、1期の接種が終了した、9歳～20歳未満の方は接種を受けることができます。 1期の接種から5年の間隔をあけることが望ましいとされています。
-------------	---

※ 接種勧奨差し控えの影響で、1期接種の1回目と2回目の間隔が5年以上空いている場合があります。この場合は、2期分の接種は1期分の接種からおおむね1年の間隔をおいて接種することが望ましいとされています。

(2) 副反応

全身症状として、発熱、咳、鼻水、発疹など、接種部位の局所症状としては、発赤、腫れ、痛み、かゆみなどが認められ、これらのほとんどは接種3日後までにみられたことが報告されています。また、嘔吐、下痢が認められました。

なお、ショック、アナフィラキシー様症状（じんましん、呼吸困難など）、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳症、けいれん、急性血小板減少性紫斑病などの重大な副反応がみられることがあります。

3 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行なうことが原則です。健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

① 明らかに発熱（通常 37.5°C以上をいいます）がある場合

② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合

③ 受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合

「アナフィラキシー」とは、通常接種後約 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。

発汗、急に顔が腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、吐き気、嘔吐（おうと）、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、ショック状態になるような激しい全身反応のことです。

④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

【女性への注意事項】

妊娠している方又はその可能性がある方は、原則接種することができません。

（予防接種の有益性が危険性を上回ると判断された場合のみ接種できます。）

4 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障ができるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会で、予防接種に起因するものである旨の認定を受ける必要があります。

定期の予防接種の期間を過ぎて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その場合、予防接種にかかる費用は、全額個人負担となります。また、その接種で健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法に比べて救済の額が概ね二分の一（医療費・医療手当・葬祭料については同程度）となっています。

※ 給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、お住まいの区の保健センターまたは広島市健康福祉局健康推進課へご相談ください。

5 予防接種を受けた後の注意

(1) 接種後 28 日は副反応に注意してください。

(2) 接種当日は、いつもどおりの生活で構いませんが、激しい運動は避けましょう。

(3) 接種当日の入浴は差し支えありません。

(4) 接種後、注射部位のひどい腫れ、高熱、ひきつけなどの症状がある場合、医師の診断を受けるとともに、お住まいの区の保健センターまたは広島市健康福祉局健康推進課までお知らせください。

【お問合せ先】

中保健センター	504-2528	東保健センター	568-7729	南保健センター	250-4108
---------	----------	---------	----------	---------	----------

西保健センター	294-6235	安佐南保健センター	831-4942	安佐北保健センター	819-0586
---------	----------	-----------	----------	-----------	----------

安芸保健センター	821-2809	佐伯保健センター	943-9731	健康福祉局健康推進課	504-2882
----------	----------	----------	----------	------------	----------

広島市

日本脳炎予防接種予診票（18歳以上対象）

(1期…1回目・2回目、1期追加、2期) ←○をしてください

接種歴	1期初回 1回目	令和・平成 年 月 日	予診年月日	令和 年 月 日
	1期初回 2回目	令和・平成 年 月 日	診察前の体温	度 分
	1期追加	令和・平成 年 月 日		
住所	広島市 区		番 号	
(フリガナ) 受ける人 の氏名		男 ・ 女	生年 月日	平成 年 月 日(満 歳 か月)

次の質問事項に該当するものを○で囲んでください。 () にはその内容を書いてください。

質 問 事 項	回答欄	医師記入欄
今日受ける予防接種について説明及び注意事項を読み、理解しましたか	はい	いいえ
接種を受ける人は広島市民ですか。（広島市に住民登録をしていますか。）	はい	いいえ
接種を受ける方の発育歴についておたずねします。 生まれたときの体重が少なかったり、出産時、出生後、乳幼児健診などで異常があるといわれたことがありますか	あつた	なかつた
今日体に具合の悪いところがありますか 具体的な症状を書いてください（ ）	はい	いいえ
最近1か月以内に病気にかかりましたか 病名（ ）	はい	いいえ
1か月以内に家族や遊び仲間に麻しん、風しん、水痘、おたふくかぜなどの病気の方がいましたか 病名（ ）	はい	いいえ
1か月以内に予防接種を受けましたか 種類（ ）	はい	いいえ
生まれてから今までに先天性異常、心臓、腎臓、肝臓、脳神経、免疫不全症その他の病気にかかり、医師の診察を受けていますか 病名（ ）	はい	いいえ
その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいといわれましたか	はい	いいえ
ひきつけ（けいれん）をおこしたことがありますか（ ）歳頃	はい	いいえ
そのとき熱が出ましたか	はい	いいえ
薬や食品で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったりことがありますか	はい	いいえ
近親者に先天性免疫不全と診断されている方はいますか	はい	いいえ
これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったりことがありますか 予防接種の種類（ ）	ある	ない
近親者に予防接種を受けて具合が悪くなったりはいますか	はい	いいえ
6か月以内に輸血あるいはガンマグロブリンの注射を受けましたか※	はい	いいえ
女性の方へ 現在妊娠している可能性（生理が予定より遅れているなど）はありますか	はい	いいえ
今日の予防接種について質問がありますか	はい	いいえ

※ ガンマグロブリンは、血液製剤の一種で、A型肝炎などの感染症の予防目的や重症の感染症の治療目的などで注射されることがあります。
この注射を3~6か月以内に受けた方は、麻しんなどの予防接種の効果が十分に出ないことがあります。

医師記入欄	以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は（ 実施できる ・ 見合わせた方がよい ）と判断します。 ・接種を見合わせる理由（ ）
	接種を受ける本人に対して、予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明をしました。
	医師署名又は記名押印

被接種者記入欄	医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や目的、重篤な副反応の可能性、予防接種健康被害救済制度などについて理解した上で、接種することに（ 同意します ・ 同意しません ）※かつこの中のどちらかを○で囲んでください。
	この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。このことを理解の上、本予診票が広島市に提出されることに同意します。
	被接種者自署

使用ワクチン名	接種量	医療機関所在地・医療機関名・医師名・接種(予診)年月日
ワクチン名 Lot No. (注) 有効期限が切れていないか要確認	(皮下接種) 皮下接種 接種部位 右腕・左腕・右足・ 左足・その他()	医療機関所在地 医療機関名 医師名 接種(予診)年月日 令和 年 月 日

(注) 予診のみの請求は、被接種者の体調により接種を見合わせる場合で、同日に、保険診療を行っていないもののみ可能です。請求の際は、医療機関コードを用紙右上に記載してください。